清末領事派遣論

——一八六〇、一八七〇年代を中心に——

箱田惠子

はじめに
第一章　西洋領事の駐在と清朝の領事觀
第二章　對日關係と領事の派遣
第三章　華工問題と清朝の對應
第四章　南洋への領事派遣議論
むすびにかえて

はじめに

光緒元年（一八七五）清朝は在外常駐使節の派遣を決定した。光緒二年十二月（一八七七・一）に初代駐英公使郭嵩燾がロンドンに駐在したのを皮切りに、光緒四年十二月（一八七八・一二）までの間に、ドイツ、フランス、日本、アメリカ、ロシアに續々と在外公館が設置された。アメリカ大陸の華工保護を重要な任務とする駐米公使は、スペイン並びにペルー駐在の公使も兼ねた。この在外公館の設立と同時に、清朝は在外領事館の設立にも踏み切った。まず光緒三年（一八七七）には、清朝最初の領事館がシンガポールに設立された。その後、一八七〇年代後半から一八八〇年代前半にかけて、日本

及びキューバ、ペルー、アメリカでの領事館設立が續いた。一八九〇年代に入ると、シンガポール領事を總領事とし、ペナン、マラッカに副領事が置かれ、マニラにも領事館が設立された。また日清戰爭後には朝鮮各地への設領が行われた。そして一九〇〇年代、特に辛亥革命直前の時期には、清朝の在外公館、領事館はともに一氣に數を增し、東南アジアやオセアニア、アフリカ、ヨーロッパ、北米など世界各地に清朝の領事館が設立された。(1)

こうした一八七〇年代以降の清朝による在外公館・領事館の設立は、清朝側による、國際法に象徵される「近代條約體制」への適應として論じられてきた。(2) 特に「棄民政策」をとる清朝が領事派遣に踏み切ったことは、何よりその在外華人政策の大きな變更として注目されてきた。(3) これに對し近年、領事派遣という清朝の政策は、「朝貢體制」の代替として萬國公法（國際法）を適用した措置であるとして、傳統との連續面を認めようとする意見も出されている。(4)

ただ、これらの研究では、「近代」を強調するか「傳統」を強調するかという違いこそあれ、清朝による領事制度の導入を論じるに際して、國際法の認める範圍内で自國民を保護する「近代的領事制度」を無條件に議論の前提としている。そもそも、領事の權限とは、外交使節とは異なり、國際法ではなく、二國間條約や國内法によって規定されるものであり、(5) 二國間の關係や時期により、その地位や任務は異なるものであった。(6) この最も顯著な例が領事裁判權の有無であろう。このため、清朝が領事の派遣を檢討していた時期、清朝の對峙していた西洋領事とはどのような權限を有していたのか、清朝はそれをどのように捉えていたのか、そして自らの派遣しようとする領事はどのような機能を有するべきであると考えていたのか、清朝による領事制度の導入について論じるには、これらの點から考察を始める必要がある。そこで本稿では、領事制度について、その導入の時期に限って詳細な考察を加えることで、清朝内でなされた領事派遣論を整理し、清朝側の領事觀が具體化される過程を追い、同時にそれがどのような形で實際の領事派遣に反映されたのかを明らかにしたい。具體的には、まず在華西洋領事を通じて形成された清朝の領事觀を明らかにし、そのような領事觀を有する清朝において、日本およびキューバ・ペルーへの領事派遣の決定が、その他の地域、特に中國と地理的・歷史的に關係の深

い東南アジア（南洋）に對する清朝の政策にどのような影響を與えたかを考察することとする。

第一章　西洋領事の駐在と清朝の領事觀

清朝の領事派遣論を檢討するまえに、そもそも清朝は、領事制度をどのようなものと捉えていたのかを明らかにする必要があるだろう。

まず、「領事」という語が Consul の譯名としてどのような過程で定着したかをみてみよう。アヘン戰爭前、所謂廣東システム下、イギリスの在華通商活動は、英國東インド會社によって管理されていた。東インド會社の現地機構である管貨人委員會（Select Committee of Supercargoes）、清朝ではこれを「公司」と呼んでいたが、その首席（President）「大班」を、廣東當局では、現地外國人社會の監督者とみなし、これと交涉を行っていた。(7) 一八三四年英國東インド會社の中國貿易獨占が廢止され、イギリス本國から貿易監督官（Superintendents of Trade）が派遣されてきたが、この貿易監督官に對して「領事」という語が清朝の公文書では用いられていた。(8) 道光二十二年（一八四二）の南京條約でも、「領事」の語は貿易監督官に對して充てられており、領事（Consul）には、「管事官」の語が用いられている。ただ、イギリスの在華領事駐在權を規定した同條約第二條の原文 Her Majesty the Queen of Great Britain, etc., will appoint Superintendents or Consular officers (9) は、すでに植田捷雄氏が指摘されているように、(10) イギリス側の在華代表機關が、貿易監督官（Superintendents）より領事（Consul）へと變遷していく過程を示している。イギリス側の代表機關自體が貿易監督官（Superintendents）から領事（Consul）へと變化する一方、「領事」という語も、各條約港へイギリス領事（Consul）が實際に派遣されていくなかで、この Consul を指す語として定着していった。

さて、この外國領事を、五港開港時期、清朝側ではどのようにみていたか、ということであるが、この點について坂野正高氏は、外國領事が國家を代表する官吏であることは清朝側も認めていたが、運用の實際においては、カントン貿易に

おける「大班」と「公行商人」との機能を併せて繼承したものとみなそうとした、と指摘しておられる。[11] 實際、初代上海領事派遣の報を受けた署兩江總督壁昌等の上奏でも、領事に對して「必ず夷商之能事にして、素より粤商と熟習せる者に係る」などと述べている。[12] また、「大班」も含めて「公司領事」と表現し、「公司領事なる者は英吉利國王派する所の洋官にして貿易を司る者なり」と説明する例[13]もあるなど、「大班」、貿易監督官、領事（Consul）が嚴密に區別されていない。

さて、アロー戰爭とその結果の天津、北京兩條約は、西洋各國の在華權利を擴大させ、清朝と西洋諸國との關係において改編が進んだが、その大きな變化のひとつは、天津條約によって西洋諸國の外交使節の北京常駐が認められたことと、それに對應して、北京に總理衙門が設立されたことであろう。ただ、西洋諸國との關係の改編とはいえ、總理衙門は、當初の方針として、條約未締結の「小國」に對しては、これと條約を結ばないとしていた。もっとも、現實には、英米佛などの條約國の紹介などにより、清朝は一八六〇年代これらの國々と次々と條約關係に入る。[14] この同治年閒に清朝が締結した條約については、坂野氏の包括的な研究があるが、外國領事に關する總理衙門の態度にしぼってみてみよう。

總理衙門は、同治三年（一八六四）スペインが條約締結を求めて使節を派遣してきたことを受けて、次のような對策を上奏している。[15] つまり、これまで無條約國については、その規模の最大の商人を領事に充て、その貿易を管理させて、條約港での貿易を許してきたのであるが、最近英佛等にならって「小國」が次々と條約締結を求めてきており、なんらかの制限が必要である、そこで商人を領事に充てると、脫稅行爲をかばうなどの弊害が多いことに鑑み、條約締結を求められたときは、當該國は、條約締結後、各條約港に領事官を置き、そうしてはじめて當該國の商船の往來、貿易を許可することとし、その領事には商人を充當しない旨、條約締結の條件として確認することにすればよい、と。

南京條約締結時、外國領事（このときは貿易監督官の意）の駐在は、外國商人の取締りに便利であるというのが、清朝內部での說明であった。[16] また、西洋諸國の軍艦停泊權も、領事による外國商人の取締りがその目的である。[17] ここでも、總理

衙門は外國領事を貿易監督者として扱い、領事が確實に自國民の商業活動を管理できるかどうかを、條約締結の條件として、清朝の側から外交關係を律しようとしている。つまり、清朝にとって、領事とは、貿易を求めて來華してくる西洋諸國が、貿易を許可されたかわりに、自國商人の商業活動を監督するものであった。そして、そうである限り、「外國と違い、貿易や傳教のために使節を派遣する必要などない」[18]清朝からの領事派遣は行い難い。清朝にとって、領事とは、自國民の保護者であると同時に、その活動を管理するべき存在でもあった。そしてこのため、在華西洋領事の有する領事裁判權や軍艦停泊權も、その管理者としての性格に因るものとして説明された。

では、一八六〇年代清朝官吏の間に領事派遣の提案はなかったのであろうか。最初の「領事派遣論」に相當するものとしては、おそらく同治六年（一八六七）の丁日昌の提案[19]が擧げられよう。清英天津條約改訂をひかえ、總理衙門が地方督撫に意見を徵した際、湖廣總督李鴻章が代奏した意見書の中で、丁日昌は「市舶司」の設置による在外華人の「管理」を提案した。だが、その主要目的は、海外の特殊技術、特に造船や航海術に長けた者を招募することにあった。この意見書全體が海軍創設を提案したものであり、「市舶司」設置もその一環として提議されたものである。東南アジアを中心に、既に確たる華人社會が成立していることを受けて、西洋技術導入の必要性から、西洋の事情に明るいこれらの地域の華人を「市舶司」の管理下に置くべきであると提案したのだった。

管見のかぎり、一八六〇年代に清朝官僚による「領事派遣論」はこれ以外にはみられないが、清朝の「領事觀」には「保護者」としてだけでなく「管理者」の性格が強く意識されていた點を確認しておきたい。

第二章　對日關係と領事の派遣

一八七〇年は清末外交史における一つの劃期とされる。一八六〇年代後半からの排外風潮の高揚は、一八七〇年（同治九）の天津教案の發生へとつながり、北京の排外派は勢いを增した。この政治的雰圍氣の變化は總理衙門の洋務活動に影

響を與えた。その一方で、外交上重要な位置を占めるようになるのが李鴻章である。天津教案解決後、三口通商大臣は格上げされ、直隷總督の兼任する欽差大臣職となり、北洋大臣と呼ばれるこの要職に就任したのが李鴻章であった。そして、清朝による領事派遣が具體的政策として動き出したのが、北洋大臣就任直後のこの李鴻章が擔當した、日清間の條約締結交渉においてであった。

日本が同治九年（一八七〇）、通商條約の締結を求めて來華してきたおり、當初總理衙門は、日本は西洋諸國とは異なるとして、條約無用論を唱えた。それに對し、曾國藩と李鴻章は條約締結の必要性をとき、彼らが日本との條約交渉の責を負うこととなった。この日清修好條規締結に關しては、多くの先行研究が存在するので[20]、「領事派遣」に關わる點のみ整理しておきたい。

日本との條約交渉を前に、李鴻章と曾國藩はそれぞれ日本に官吏を駐在させるべき旨を上奏している。

李鴻章は、日本は中國の肘腋にあり、永く中土の患であった、これを籠絡すれば、あるいは我々の役に立つかもしれないが、これを拒絶すれば、必ず我々の仇敵となるであろう、と西洋諸國とは異なった對應をとることの必要を說く。また、西洋諸國と違い華商の往來のある日本に對しては、條約締結後南洋大臣より、手近な官員を派遣し、江浙地域の日本の情勢に通じている人物を同行させ、東京か長崎に駐在させ、華人を取締らせて[21]、それにかこつけて日本の動靜を偵察させるべきであり、そうすることで後患を除くことが望めるであろう、とする。

曾國藩の議論も、華商の往來が盛んであることを重視する。曾國藩は、外國の領事の制度にならい、清朝も日本に官員を駐在させ、內地の商人を取締るとともに、會訊局を設立し、中外閒の訴訟を處理させるべきであるとした[22]。

朝廷によって條約交渉の任にあたることを命じられた李鴻章は、翌年「秉權大臣」（公使）と「理事官」（領事官）の互派、雙務的領事裁判權などの規定を含む日清修好條規を日本全權使節との閒に締結した[23]。

ここで一つ確認しておきたいのは、李鴻章と曾國藩の官員派遣論の相違點である。華商の往來の有無により、西洋と日

本を區別し、官員の日本駐在の必要性を訴える點は同樣だが、その目的には差異が認められる。曾國藩が領事官の派遣による在日華商の取締りと中外の訴訟事件の裁判權の確保に重點を置くのに對し、李鴻章は日本という國自體と清朝との關係に重點をおいて議論を展開している。李鴻章の議論は、單に官員の派遣とするだけで、領事官の派遣というよりも、日本の動靜の探索に重點が置かれている點を指摘しておきたい。

また、曾國藩の「領事派遣論」が、西洋諸國にならい、領事裁判權を行使しようというものである點も重要である。一八七〇年代より、西洋諸國が清朝に對して有する領事裁判權が、一部の官吏の閒で重要な問題として意識されており[24]、清朝による領事派遣の、ひとつの要因ともなっていく。

ただ、同治十二年（一八七三）に日清修好條規が批准された後、すぐに在外使節が派遣されたわけではない。日本にたいする常駐公使や「理事官」の派遣を促進したのは、日本による臺灣出兵事件と、事件を受けて清朝內部で行われた「海防論議」であった[25]。

李鴻章は、臺灣出兵事件發生直後より、事件終息後には日本に常駐使節を派遣すべきであると訴えていたが[26]、海防論議においても、もし日本に官員を駐在させて、日本の動靜を探らせていたならば、今回のような事件を未然に防ぐことができたであろう、と日本へ官員を派遣しなかったことを非難し、日本への使節派遣を求めた[27]。また、公使派遣後、「理事官」を日本の條約港に駐在させ、在日華商の訴訟を擔當させるべきであるとも述べている。

佐々木揚氏は、臺灣出兵事件當時、李鴻章らは、新聞報道によって日本の情報を得ていたこと、日朝關係についての情報はほとんど得ていなかったことなどを明らかにしておられるが[28]、臺灣出兵事件のように、日本の對外政策が日本の國內問題の延長上にある以上、日本の動靜を探ることが急務であると考えられたのであり、使節派遣議論の中心は駐日公使の派遣にあった。この李鴻章の提案が契機となり、清朝は各國に常駐使節を派遣することを決定した[29]。

では、「理事官」の派遣について、李鴻章はどのように考えていたのであろうか。

李鴻章は光緒元年八月二十五日（一八七五・九・二四）附けの總理衙門への公函[30]のなかで、在日華商から匿名で上申書が送られてきたことを報告し、在日華人は日本で差別を受けており（「藐視華民」）、「理事官」を派遣すべきだが、①費用が足りない、②巡洋して統制と保護に資すべき軍艦が清朝にはないという問題點をあげる。②については、西洋各國が、清朝の條約港に軍艦を停泊させ、自國民の貿易管理および保護を行っていることを受けてのものである。海防論議以降、西洋領事のもつ、「兵船をもって自國民を保護する」という側面が次第に強調されるようになっていた。

①について、李鴻章は在日華人の同郷團體の存在に觸れ、費用については彼らに自辨させることも可能であるとし、②についても、將來的には福州や上海から軍艦一、二隻を派遣し、巡洋させるべきであるとする。そして、日本は、我が緊切の患であり、西洋や南洋各埠とは情勢が遙かに異なる、もし「理事官」を駐在させることで外洋に寄寓する華人を救濟し、日本の虛實動靜を探り、隨時報告させたなら、中外の大局に裨益すること大であると、年來の持説を繰り返し、たとえ費用が日本で自辨しきれなかったとしても、別に酌量してもよく、これ以上「理事官」の派遣を先延ばしにするべきではないと強調した[31]。

日本への「理事官」派遣の議論において、領事裁判權や軍艦の巡洋など在華西洋領事の有する機能がその念頭におかれていた。それとともに、李鴻章のなかでは、官員派遣の主要目的について、日本の動靜の把握が強く意識されていた。西洋だけでなく華人の往來が盛んな南洋各埠頭とも異なる扱いを求めているのも、官員の派遣目的が對日關係という、李鴻章の外交方針――朝鮮保全と對日防衛――と密接に關係していることを示しているであろう。

第三章　華工問題と清朝の對應

日本との條約交渉に次いで、清朝による領事派遣が具體化したのが、キューバ・ペルーでの華工虐待問題をめぐる交渉においてである。

清朝の在外華人に對する政策については、その「無關心さ」が強調されてきた。これに對し、在外華人保護において清朝の果たした積極的な役割を認める論者が、その論據として重視するのが、この華工問題に對する清朝の取り組みである。

一八六〇年、英佛との北京條約で、華人が外國人と勞働契約を結び海外に渡航することを認めさせられた清朝は、英佛と招工章程を締結して在外華人の保護に務め、「クーリー貿易」の取締りにも重要な役割を果たし、さらにキューバ・ペルーでの華工虐待問題への對應を通じて、「棄民政策」から領事の派遣による「保護政策」へと、その「移民政策」の全般的改變を行った、というのがその論の大筋である。(32) 特にR・アイリック氏は、スペイン・ペルーとの交涉を通じて清朝は契約移民制度の弊害と自由移民制度に對する理解を深め、また同時に海外移民が清朝の近代化に有用であるとの認識を持ち、その「移民政策」を改變したとする。(33)

このように、清朝の在外華人に對する政策を考察する際、華工問題への清朝の對應を確認することは缺かせない作業である。そこでまず、清朝による在外華人保護政策の第一段階と評される「同治五年招工章程」の性格を筆者なりに確認してみたい。

「同治五年招工章程」（以後「招工章程」とする）制定の發端は、同治三年（一八六四）の兩廣總督毛鴻賓による上奏である。(34) 毛鴻賓は、廣東では人身賣買による出洋が多く、これを取締るため、罪名の嚴格な制定と、外國人に招工公所の開設を許可することを奏請した。これに對して、刑部と總理衙門は罪名を制定するとともに、外國人の招工公所開設については、北京條約に規定するように、兩廣總督等より各國と章程を制定し、該督等より奏明し處理すべきとの意見を上奏して裁可された。(35) 北京條約では、招工章程の交涉は、地方官と各國公使との間で交涉することと規定されていたので、兩廣總督等地方官に章程交涉が命じられたわけである。

同じ頃、江西巡撫沈葆楨からも、フランス人の招工活動について、總理衙門の指示を求める咨文が送付されてきた。(36) こ

の沈葆楨の咨文に對し、總理衙門は、兩廣の場合と同樣、フランス領事との交涉を指示した。(37)

ここで注意しておきたいのは、上記のように、招工章程が各條約港を管轄する地方官にまかせられていたことである。確かに北京條約には地方官と各國公使との間で交涉を行うべきであると規定されているが、それは總理衙門の設立前に締結された條約であれば當然である。總理衙門設立後にあっても、各地方官にそれぞれ章程制定の交涉を委ねているということは、招工問題に對する清朝の姿勢を考えるうえで重要であると思われる。この點については後述することにして、「招工章程」制定過程を追っていこう。

廣東での章程制定交涉に對して、總理衙門では、ちょうど廣東に向かうことになっていた總稅務司ハートに、章程の草稿作成に參加することを命じていた。(38) 總理衙門の命を受けたハートは、かつて勞崇光の制定した招工章程を基にして章程の草稿を作成し、同治四年（一八六五）五月總理衙門に對し、起草した招工章程十七款を送付した。(39)

勞崇光の制定した招工章程とは、英佛連合軍廣州占領時に、當時の兩廣總督勞崇光が廣東での招工活動を管理するため制定したものである。咸豐十年（一八六〇）勞崇光が外國側に送付した照會(40)によると、章程制定の目的は、外國人から工人の募集を委託された「內地の匪徒」による人身賣買の嚴禁にあった。勞崇光は、誘拐や強制による出洋は、自ら望んで外國に赴き仕事について利を得ることとは異なるとし、華工の出洋にあたって、誘拐や強制が行われないように招工活動を管理しようとしたのである。こうして制定された章程は、招工公所は地方官の許可した場所に開設すること（第一條）、招工公所の大門に勞働契約の內容を揭示すること（第三條）、監督者の稅務司・委員は每日招工公所を訪問し、その日に契約した華工の把握をしておくこと（第七條）、華工は契約の說明を受けてから、四日間は考慮の時間を與えられること（第八條）、契約の際、再度稅務司・委員から出洋の意志を確認すること（第九條）など、招工活動の把握と、華工の契約にあたっては契約內容を理解し、強制力が入りこまないことを幾重にもわたって確保しようとするものであった。(41)

ハートの起草した章程案も、地方官による契約內容の檢查や契約が華工の意志によるものであることを確認することな

どに重點があった。ただ、ハートは清朝側の交渉の主體は總理衙門であるべきと助言し、[42] この草稿を受け取った總理衙門は、若干の斟酌を加えて十八ヵ條とした草稿[43]を英・佛公使に送付し、總理衙門と英・佛公使の間で交渉が進められることとなった。[44] 一方、英國の對應は鈍く、さらに、「斟酌のところ甚だ多い」との返事が送られてきた。[45] 交渉の紛糾を恐れた總理衙門は、清朝側案とフランス案とをハートに斟酌させ、新たに二十二ヵ條の章程案を作成させた。この時點で作成された草稿は、フランス案を加味したものとなっていたであろう。これをもとに英國側と交渉を行い、二十二ヵ條の章程が制定された。[46]

最終的に制定された章程の內容と、フランス案とを比較してみると、その過半がフランス案と同じであることがわかる。もっとも、フランス側も、清朝側の案の多くを妥當なものとして認めているので、內容的には多くの點が共通するものである。大きな相違點は、招工主と華工との間で結ばれる勞働契約の內容について、その具體的な基準が盛り込まれている點であろう。つまり、契約期間は五年を期限とし（第九款）、一週間の勞働日數は六日、一日の勞働時間は九時間半を超えないという勞働時間の基準（第十款）や、契約のなかに最低限盛り込むべき要件について、章程の中で具體的に規定（第八款）された。[47]

こうして「招工章程」は、招工活動に絡んだ誘拐や詐欺、人身賣買を防止することを主目的としたものから、勞働基準法的性格まで含むものへと、その性格を變化させたわけである。この變化は、清朝による在外華人の權利を保障しようとする努力の表れであり、「招工章程」制定の交渉を通じて清朝は在外華人の保護を自らの義務と認識し始めたのだ、と評される。[48]「招工章程」が、清朝による在外華人政策を論じる際、重視される所以である。だが、清朝による問題の捉え方が根本的に變化したわけではなかった。

總理衙門は、「招工章程」の制定過程を報告した上奏文[49]のなかで、章程の制定目的について、もし章程を制定しなければ、外國人と結託した奸民による人身賣買を嚴禁することができないばかりでなく、刑部が新たに罰則を定めたといって

も、外國側は人身賣買の取締りは清朝の責任であるとみなすであろう、また北京條約の規定に照らして章程を制定しなければ、口實を設けては奸民をかばい、刑部の新章を招工を認めた條項に抵觸するものだと言って爭論が絶えないことになるであろう、と説明している。また、刑部の定めた罰則を、招工章程の末尾に添附したことで、將來各省で人身賣買事件を處理する際、外國側を論難する根據にできるとも述べている。

このように、清朝では招工問題への對應において、問題の所在を人身賣買による社會不安に求めており、その背後に領事裁判權を有する外國人がいて、清朝地方官の處置を邪魔する恐れがあるという意味で「外交問題」化しているだけであった。基本的な問題設定の仕方としては、この問題は純然たる「外交問題」というより、國內問題として扱われている。このため、當初章程交涉が各地方官に委ねられたのも、當然といえば當然であろう。總理衙門は、條約で外國人の「招工活動」を認めたため、それに對應しようとしただけである。

このような清朝の問題設定の仕方に現れる特色は、次に示すように、ペルー華工虐待の報を受けた總理衙門の對應に端的にあらわれている。

同治八年（一八六九）四月、駐華ロシア公使や駐華アメリカ公使より、澳門からペルーに送られた華工が船上や招工先で虐待を受けているとの照會が送付されてきた。特に駐華アメリカ公使からは、在ペルー華工がリマ駐在のアメリカ領事官に宛てた嘆願書が轉送されてきた。(50)

こうした照會に對する總理衙門の回答は、虐待が報告された華工たちは、招工活動を禁止している澳門から無條約國のペルーに送られた者たちであり、澳門での招工が禁止されていることを各國商人に周知徹底してもらいたいこと、並びに無條約國の招工活動及び華工の無條約國への渡航の一切を禁止する、ということであった。(51)

海外の虐待事件に對する總理衙門の對應は、このように、無條約國の招工自體を禁止するというものであったが、當然これで問題が全て終わるわけではない。その後、同治九年四月十九日（一八七〇・五・一九）に駐華アメリカ公使より、駐

リマアメリカ領事を通じて清朝との條約締結を準備中であるというペルー側の對應が傳えられた。また、駐華アメリカ公使は、自らの見解として、華工虐待の原因は、清朝官吏がペルーに駐在していないために、華工には冤罪でもそれを訴える術がない點にあるとして、華人のいる條約國に官吏を駐在させるべきであるとの意見を述べた。(52)

さらに、同治十年四月二十一日（一八七一・六・八）には、再びペルーの華工の嘆願書が駐華アメリカ公使より轉送されてきた。(53) この嘆願書(54)のなかで、ペルーの華工たちは、自分達の苦境をのべ、「思うに、英・佛・米等大小各國の人民がこの地に往來し通商に從事しているが、各國は均しく自國より派遣した官吏を駐在させ、かつ年々軍艦が巡航し、國々は大臣が按臨するため、ペルーの官民も各國人に對しては、勝手に法を曲げて惡事を働くというようなこともしない。しかし、華人にたいしては様様な輕蔑がなされるのは、我が天朝では軍艦の巡航も、大臣の按臨も無いからである。」と、清朝より欽差大臣をペルーに派遣するか、あるいはアメリカに代理領事を依頼するか等の處置を求めた。

この嘆願書を轉送した駐華アメリカ公使は、代理領事にしても暫定的な措置に過ぎず、今後清朝とペルーとが條約關係を確立する必要があるということを再度申し送った。(55)

駐華アメリカ公使の意見に對し、總理衙門は、同治十年五月三十日（一八七一・七・一七）附けの照會(56)のなかで、華工虐待の事件は、ペルーが最も甚だしく、勝手に彼等が招工活動を行っているのは、澳門だけである、このため、同治八年に澳門での招工活動は禁止されていることを各國商人に轉諭して頂きたい旨照會したのである、また、本衙門では、來文を抄して兩廣總督に通知し、臣民に澳門に行って勞働契約を受けないように諭告せしめ、外國人商人の澳門での招工禁止についても、兩廣總督より隨時各國領事と相談し處理させる、と回答した。

つまり、問題の所在は、澳門での不法な招工活動にあるとし、既に照會しているように澳門での招工活動の禁止を徹底するということであった。

海外での華工虐待事件という「外交問題」も、出洋前の違法行爲の排除、この場合でいえば澳門での招工活動の禁止、

という方法で對應しようとしたわけである。清朝が行ったのは、招工活動の管理でしかなかった。そしてこの管理の出來る範圍内で、出洋する華工に對して、「招工章程」に基づき保護を與えていた。このように、總理衙門が出洋前の違法行爲の取締りという形で、管理できる範圍内でしか保護を與えようとしない以上、海外に領事を派遣するという政策が採られるはずもない。

しかし、國際的な情況變化により、總理衙門も對應の變更を迫られることとなる。

一八七〇年代に入ると、「クーリー貿易」への國際的批判と、その溫床である契約移民制度自體を廢止すべきとの聲があがった。これと關連して、中國においても、駐華アメリカ公使・領事より、スペイン領キューバでの華工虐待が清朝に報告されたが、駐華アメリカ公使・領事の批判は、中國での「招工制度」自體にも及び(57)、清朝は同治十一年（一八七二）、スペイン人による招工活動を禁止した。これに對して、駐華スペイン公使は、キューバでの華工虐待の事實を否定し、在華英・佛・米・獨・露公使による調停を提案した(58)。同時に清朝に對して、招工活動禁止による損害の賠償を請求した(59)。これを受けて總理衙門は、在華英米公使の助言のもと、キューバでの華工虐待事實の有無を明らかにするため、該地への調査團の派遣を決定、當時アメリカで留學生監督の任にあたっていた陳蘭彬をキューバに派遣することにした(60)。

また、このスペインとの交涉と並行して、ペルーとの條約締結問題も起こった(61)。「クーリー貿易」が終わりを告げようとする中、清朝との間に條約關係を有しないペルーでは、清朝と條約を締結し、合法的な招工活動を行える環境を作る必要があったからである。これに對し總理衙門は、專ら華工の誘拐・販賣を事とし、その虐待の甚だしいペルーとは條約の締結など望まないと回答し、交涉に入る條件として、現在ペルーにいる華工全員の中國送還と、以後の招工の禁止とを提示した(62)。北洋大臣李鴻章は、條約を締結した方が、ペルーの招工活動に何らかの制限ができると總理衙門に提案した(63)。だが、總理衙門の既定の方針に配慮し、ペルーへの調査團の派遣と、調査團訪問時に在ペルー華工のうち歸國を希望する者に對しては、ペルー側が費用を負擔して歸國させること等をペルー側と確認した上で、條約締結の交涉を開始した。こう

して李鴻章は、ペルー使節と通商條約を締結し、問題の招工については、第六條にバーリンゲーム條約第五條にならって兩國人民の自由意志によらない移民の招致は許さないとの原則を明記した(64)。また、領事の互派も規定された（第四條）。

キューバ華工問題については、同治十三年十二月（一八七五・一）、陳蘭彬がキューバ華工虐待の事實を證明する膨大な調査報告を携えて歸國すると、情況は大きく變化した。以後の總理衙門と駐華スペイン公使、及び五か國公使團との交渉過程について、「招工章程」のあつかい、および領事派遣に關する點を中心にまとめてみると、次のようになる(65)。

華工の誘拐による出洋とキューバでの虐待の事實が明らかになったことから、スペイン側から賠償請求を受けていた清朝は、逆にスペイン側と公使團に對して、スペイン側がなすべき補償措置の裁定を求めた。これに對し公使團は、あくまで調停者としての立場を堅持し、スペイン側との交渉を勸告した。スペイン側も態度を改め、交渉の基となる提案を行った。この提案の中には、清朝側からキューバに領事を派遣すること、華人でキューバでの勞働を希望するものは、キューバ到着後清朝領事の前で勞働契約を結ぶこと、という清朝の領事派遣とその役割に關するものも含まれていた(66)。總理衙門は、領事の派遣自體には前向きであったが、領事の役割に關しては、中國での契約を前提とした「招工章程」と符合しないとし、また領事裁判權を求めた(67)。ここで調停者である公使團が、スペイン側の案を改訂し、調停案を作成、交渉は公使團と清朝との間に移された。公使團は、現行の「招工制度」自體に問題があるとして、キューバへの中國人勞働者の移民は、自由移民とすること、また領事裁判權はキューバ駐在の他國領事も有していない權限であるとし、「招工章程」および領事裁判權要求はともに放棄されるべきとした(68)。

ここで興味深いのは、總理衙門の反駁の內容である。總理衙門は華工への虐待は、「招工章程」の缺陷によるものではないとし、公使團の唱える「自由移民」原則の適用にたいして、「自由移民」についてはそもそも「招工章程」の關與するところではなく、このことはすでに明言されているとして「自由移民」原則をここで確認しようとすることに疑問を呈する。さらに、清朝にとってこの問題は「招工」問題なのであり、問題の所在が違うと答えた(69)。このように、總理衙門の

見解と「招工制度」自體を問題とする公使團の見解とはかみあっていない。

また、領事裁判權については、キューバでは華工はかつての黑人奴隸と同樣に雇用主によって私的に制裁が加えられており、このような扱いは華工にたいしてのみなされていることである、中外の刑法が異なることから西洋諸國は中國で領事裁判權を有しているが、スペインの華工を遇する方法が異なる以上、清朝はキューバで領事裁判權を行使するべきである、と他國領事を引き合いに出して清朝領事の裁判權を認めないことの「不平等」を訴えた。(70) このように、「領事裁判權」を通じて清朝のおかれている國際的な立場を考える視座が清朝内部にあり、このことが、清朝の領事派遣の一つの要因であった。もちろん、同時期日本が領事裁判權の撤廢を求める外交交渉を行っていたのとは、性格を異にすることは言うまでも無い。

しかし、結局公使團の調停案を受け入れ、總理衙門は公使團の用意した條約案に若干の手直しを加えた條約案を提示した。(71) ところが今度はスペイン側の態度が急變し、條約案を拒否、公使團も調停から退き、(72) 交渉は行き詰まった。同年五月（一八七五・五）のことである。結局條約が締結されたのは、光緒三年（一八七七）であった。ただし、實際に締結された條約は、光緒元年五月に清朝が提示した條約案と大差なく、交渉の主要な要素は陳蘭彬歸國後から光緒元年五月までの一連の交渉のなかにあったといえる。(73)

こうして清朝は華工虐待の甚だしいキューバ・ペルーに領事館を設置し、その措置は兩地域の華工の待遇改善に一定の效果を持つこととなる。(74)

一八六〇年の招工活動の許可からキューバ・ペルーへの領事派遣へという動きは、中國での招工活動の管理のみを行っていた狀態から、海外での華工虐待に對し領事を派遣して保護を與えるという段階へと變化したと整理できる。だが、それが「移民政策」全般の變化と位置づけうるかどうかにはまだ問題が殘る。確かに詳細な章程の制定、調査團の派遣、そして領事の派遣と、その保護政策は進展した。しかし、それには同時に「管理」の問題が伴っていた。例えば華人の出洋

に關し、清朝が積極的に管理・保護したのは招工活動に關わる部分だけであったように、それ以外の管理できない部分は放任していた。管理できる範圍内でしか保護を與えないという政策は、「棄民政策」と揆を一にする。アイリック氏は、自由移民原則への理解を通じて清朝は「移民」そのものへの認識を變化させたと説明する。このように説明することで、華工問題への對應という、在外華人のある一部分への對應の變化から「移民」全般に對する政策の變化を導こうとしている。だが、自由移民云々については、先に見てきたように現時點では疑問が殘る(75)。清朝の政策を檢討する際、問題の所在はかかる「保護」と「管理」を不可分のものとする傾向にある。そうである以上、招工問題の延長上に起こった領事派遣という新しい動きが、清朝の在外華人に對する政策全般にどのような影響を與えることになるのか、この點は改めて問われなければならない。

第四章　南洋への領事派遣議論

これまで、對日關係及び華工問題という新しい局面に對應して領事の派遣が清朝で檢討され始めた經緯をみてきた。この領事派遣という新政策が、中國と歷史的・地理的に近く、華人の往來も盛んな東南アジア（南洋）への清朝の政策にどのような影響を與えたのか、當然このような問いが生じてくるであろう。

しかし、初期の清朝による在外領事館設立狀況をみると、華人社會がすでに形成され、活發な經濟活動を展開していた東南アジア（南洋）への領事派遣は、シンガポール一箇所だけである。この點について、清朝の財政難による經費不足を主要原因とする見方がある(76)。一方、余定邦氏は、在ヤンゴン領事館設立過程を論じた研究で、清朝は帝國主義を恐れ、在外領事設立を「元來事の無いところへ故意に問題を起こすこと（無事生擾）」とみなしていたと指摘する。ヤンゴン設領が遲れた原因の一つを清朝の消極的態度に求めている(77)。

この點について余定邦氏が根據としているのは次の史料である。

蓋し西人の中國に領事を設くるに、得る所の權利、公法を溢ぐ、若し中國例を援き擧行すれば、則ち施報之間、甚だ處置し難く、百方撓阻する所以なり。儻し常理を論ずれば、凡そ海外の華民は、均しく宜しく法を設けて保護すべく、中國果たして能く自強すれば、正に此の機會に乘じて、兩相抵制し、約章を更定し、稍西國領事之權を去るべし。無如せん中國の力量未だ遑あらず、且つ彼此の刑章律法懸殊し、彼も亦藉口する所有り。若し領事を添えて而も華民を管理する能わざれば、惟經費の籌し難きのみならず、亦且つ事無きに擾を生ずるなり。(78)

この史料は、出使英法大臣であった曾紀澤に宛てた李鴻章の返書で、彼の幕僚薛福成が代書したものである。曾紀澤の書簡の內容がわからない以上確かなことは言えないが、この史料からは、領事館設立を論じるに際して、その領事が有すべき權限——特に領事裁判權——もまた問題となっていたことがわかる。

また、丁日昌の「市舶司」設置の提案において、その主要な派遣先は南洋であったように、南洋への領事派遣自體は早くから唱えられていた。

では、それはどのような機能を有するべきものとして論じられていたのであろうか。この疑問に答えるものとして、興味深い論議が行われたのは、臺灣出兵事件後の海防論議においてである。

海防論議のなかで領事派遣を提案したのは、次の二人の地方大官である。

福建巡撫王凱泰の意見(79)は、丁日昌の「市舶司設置論」を踏襲したものであったが、その主要目的は異なっていた。丁日昌のそれが海外の「有奇技異能者」の招致であったのに對し、王凱泰の關心は經濟上の問題にあった。條約港・福州を所管するものとして、王凱泰は、貿易の現狀とは「洋人の抑勒」を受けている狀態であるとし、官員の海外派遣を、外洋で活發な經濟活動を展開する華商との紐帶の役割を果たすものとして期待した。「領事派遣論」において、經濟上の效果を重視した意見である。

一方、兩江總督李宗羲の「領事派遣論」は趣を異にする。海外の華人社會の存在に注目する點は同じであるが、李宗羲

の提案する領事の役割とは、海外の華人社會の首領と連携し、指導することであり、彼ら首領には官職を授け、團練の指揮に當らせるというものであった。(80) 領事自身が團練に當るわけではないが、その派遣目的が中國内と同様、海外の華人社會でも團練を實施すること、というのは、通常考えられる領事の役割を大きく越えるものであろう。と同時に、このような意見が出てくる背景には、シンガポール等の地域に、すでに確たる華人社會が成立していたからであり、そこに清朝の影響力を領事制度によって及ぼし得ると、李宗羲はやや過大に評價していたのである。ただ、これはまったく唐突な考えとも限らない。なぜなら兩江總督である彼の身近には、條約によって廣範な裁判權と行政權とを行使する外國領事と獨自の行政機構を有する租界があったからである。

この二人の提案に對する反響は、醇親王奕譞が、採用を檢討すべき諸議論の中に、「招致海島華人」の議として、簡單に擧げているだけであった。(81)

だが、ここで、「海外華人」ではなく「海島華人」となっていることには、意味があった。

一連の議論を受けて、總理衙門は最終的な意見をまとめた上奏を行うが、そのなかで、この「招致海島華人」の議について、次のようにのべている。

> 一、醇親王摺内招致海島華人に議及す。李宗羲海外各埔頭壯丁を團練するを以て計と爲す。王凱泰應に華商、華人の外洋に在る者を調護すべしと謂う。臣等查するに各海島の中國に在る者に居する所の華人、海洋の形勢に習い、風濤を慣歷す、如し用うべきの人有れば、自ずから當に酌量して招募すべし、其の地の西洋各國に屬するもの及び華洋に界居するもの、確かに何國に屬するなきの處と雖も、何國之人多きと爲すは、卽ち勢として偏重有る者有り、均しく我が政令の能く徧く及ぶ所にあらず、招募或いは行うべくも、團練未だ遽に辦じ易すからず。(82)

つまり、「海外」とすれば、そこには清朝の政令はとどかないが、「海島」ならば、必ずしも「海外」と同一の地域を指すのではなく、清朝の統治下の諸島も含むことになり、指し示す地域が曖昧にされることになる。醇親王がわざわざ「海

島」と言い換えているのは、こうした外交に類する問題を曖昧に處理しようとしているかのようである。

また、總理衙門は續けて、王凱泰の華商保護論と、自らがちょうど扱っていた華工虐待問題についても、對處すべき問題として併記した。(83)

この總理衙門の上奏に對して下った上諭は、

著して李鴻章を派し北洋海防事宜を督辦せしめ、沈葆楨を派し南洋海防事宜を督辦せしむ。所有分洋、分任、練軍、設局及び招致海島華人の諸議は、統べて該大臣等に歸し、要を擇び籌辦せしむ。……(84)

と、南北洋に海軍を設置するにあたって處置すべき事項の一つとして「招致海島華人」が並べられているだけであった。この一連の議論を通じて、初めに王凱泰、李宗羲が提案した「領事派遣論」が、醇親王の提案をうけて、その性格が變容させられていることが分かる。目的はそれぞれであるが、「領事派遣」という外交政策上の問題が、純粋に軍事政策上の問題として扱われており、むしろ「國内問題」として位置附けられている。この時點では、まだ清朝が在外華人に對する政策の大幅な變更を決定しているとは言い難い。政策變更への抵抗が窺われる。

また、地方大官による「領事派遣論」自體にも問題があったであろう。李宗羲の唱えるような、領事の派遣を通じて海外に清朝の影響力を積極的に及ぼすという政策は、華人社會のもっとも發達していた南洋がすでに西洋各國の植民地になっていたり、あるいは支配權の確立が行われようとしているなかでは、當然これらの國々との複雑な外交問題を引き起こすこととなろう。「領事派遣論」は、國際法の範圍内で在外居留民を保護するかどうか、といった問題を越えた、複雑な對外政策に關連する問題であった。

この情勢のなか、在外華人への政策の變更を再び上奏したのは李鴻章である。

先にペルー使節と條約交渉を行っていた李鴻章は、それと並行して、もう一人のアメリカ留學生監督である容閎にペルー華工の實態調査を命じていた。この容閎から、ペルーでの華工虐待の悲慘な實情について報告を受けた李鴻章は、光緒

元年六月（一八七五・七）條約批准書交換のため來華したペルー使節にこの事實をつきつけ、ペルー側に對處を求めた。交涉の結果、清朝側から使節を現地に派遣し、現地で適宜交涉を行わせることを照會文の形で確認することとして、條約の批准を認めた。[85] そして、李鴻章は再度ペルーへの使節派遣を奏請した。[86] 李鴻章は容閎の報告から、ペルーに委員を派遣し、現地當局と隨時交涉させる必要があると判斷したためである。[87] この上奏にたいして、ペルーへの使節派遣については、總理衙門と李鴻章、沈葆楨の南北洋大臣とが協議し、報告せよという命が下った。[88] この後、第二章でみたように李鴻章は日本への「理事官」派遣についても總理衙門に早期實施を求めていた。こうして、總理衙門はついにキューバ、ペルーに領事館を設立すること、そのためアメリカ、ペルー、スペイン駐在公使を派遣することを奏請して裁可を受けた。[89] 日本への使節派遣も、翌年（一八七六）マーガリー事件解決後に實施が決定された。[90]

これら領事官（「理事官」）の派遣が急務とされた地域では、たとえば日本での西南戰爭勃發などの影響を受け、その實施は遲れた。その一方で、イギリスにマーガリー事件の謝罪使兼駐英公使として派遣された郭嵩燾により、シンガポールに清朝にとって最初の領事館が設立された。

シンガポール領事館設立の狀況については、すでに多くの先行研究[91]が言及しているが、そこでは郭嵩燾の果たした役割と彼の洋務思想が重視されてきた。

ここで「出使大臣」（在外公使）と領事官との制度上の關係を確認しておく。まず、「出使大臣」、正確には「出使欽差大臣」は、其の名の通り「欽差官」であり、總理衙門とは統屬關係にはない。參事官など在外使館の館員も出使大臣の隨員としてその人事權は出使大臣にある。領事はこの隨員に含まれる。[92] また、キューバ、ペルー領事館設立を奏請した總理衙門の上奏では、領事館の設立も出使大臣が擔當すべきとされていた。[93] この規定に基づいて郭嵩燾は在シンガポール領事館を設立し、さらに胡璇澤を南洋總領事として、他の南洋各埠頭も管理させようと計畫した。また領事館設置の目的を、華商の保護及び統制・管理としており、[94] すでに具體化していたキューバ、ペルー及び日本への設領議論をそれぞれ反映し

ている。

では、この措置を清朝本國ではどのように受け取ったのであろうか。郭嵩燾の提議を受けた總理衙門は、次のように上奏している。

查するに臣衙門出使經費を原議したるに兼ねて領事及び正副領事に及びたるは、本より美國之金山、日斯巴尼亞之古巴、祕魯之利馬及び日本國之長崎等處、中國人民彼に在ること實に繁たるに、徒須らく領事を設け以て鈐束保護に資すべきの處あるに因り、其の設立するべきや否やは、仍お出使大臣より自ら酌度を行うべし。……出使大臣自ら當に各おの至る所の各國地方の情形に就きて核實し詳籌し辦理すべくも、凡その出使大臣皆をして領事を其の國に設けしむるには非ざるなり。今星嘉坡須らく領事を設くべきを以て、該大臣（郭嵩燾）擬して委員胡璇澤を遴び承充して即ちに作して星嘉坡領事官と爲す。……（南洋總領事については）查するに中國領事官の事經に創設するも、南洋各埠頭相隔たること甚だ遙かにして、胡璇澤甫めて事に任ぜしむるに、才具即ち任に勝うるも、耳目も亦遽かに周ねくし難し。出使各國大臣及び南北洋大臣、兩廣總督、勢としても亦節制する能わず。應に從緩妥籌を請うべし。此の時置議を庸うるなかれ。……（（　）内は引用者による）(95)

このなかで、總理衙門が、出使經費の中に、領事の項目を設けた理由を、アメリカ、キューバ、ペルー、日本への領事官（「理事官」）の派遣を念頭においてのものであった、と說明する一方で、すべての出使大臣が派遣先で領事館を設立する必要があるわけではないとし、また胡璇澤の南洋總領事任命について、現在議論の必要はないとしていることは興味深い。先に見たように、「領事派遣論」のなかで、華人社會の發達している南洋各埠頭は、重要な位置を占めていた。にもかかわらず、南洋各埠頭への領事派遣を、議論の必要なしとする總理衙門のこの上奏は、やはり海防論議の際にみられた、在外華人政策の變更への抵抗や、南洋への「領事派遣論」自體が含む複雜な外交問題をさけようとする清朝內部の態度を反映しているのではないだろうか。

以上、あくまで推論の域をでないが、ともかく、この時點で總理衙門は、シンガポールを總領事館とすることには同意しなかった。

しかし、この後も南洋各埠頭への領事派遣をもとめる意見はなくならなかった。

例えば、光緒五年（一八七九）都察院より代奏された貴州候補道羅應旒の「敬陳管見疏」では、まず在華西洋人の狀況を「西人の吾が境に在るに、兵船以て之を保護する有り。又練團以て自強す」と述べる。そして、清朝も西洋諸國にならって南洋各埠頭に領事を派遣して團練を組織するべきであるとし、そうすれば、清朝は海外に「百萬の恃むべき師」を有することとなり、外交交渉においても裨益するところありとの意見を述べている。(96) この意見書は、上諭により南北洋大臣の檢討に附されたが、南洋大臣沈葆楨は、在外華人は皆保護すべきであるが、遍く領事館を設立する餘裕はないとし、在外華人の十人に九人は日々の生活に追われており、軍事教練を行い百萬の恃むべき師となすなど非現實的であると覆奏した。(97) 北洋大臣李鴻章の覆奏は、この問題に觸れていない。(98)

それでは、政治外交上重要な影響力をもっていた李鴻章は、南洋への領事派遣をどのように考えていたのであろうか。四川尊敬書院山長・王闓運との間で交わされた書簡の中に、南洋領事派遣に關する彼の考えの一端を窺うことができる。幸いなことに、雙方の書簡の內容が確認できるので、まず、先に書かれた王闓運の書簡からみていきたい。

王闓運は、かつて曾國藩の幕下におり、李鴻章、郭嵩燾とも舊知であった。この郭嵩燾から李鴻章の郭嵩燾に宛てた書簡をみせられた王闓運は、李鴻章の外交方針に贊同を示しつつ、自らの洋務大要を述べたのがこの書簡である。その中で、王闓運は、南洋への領事派遣にも言及している。

> 今之計は南洋を經略し、悉く領事官を置き、故民之心を收めて、中國之氣を壯し、鐵甲火輪海島を游歷し、旣に戰を用いずして、兵を習うべきに在り。之を機器、同文に比ぶるに、固より實用有り。卽い之を招商、船政に比ぶるも、亦此れより遠く、眞に宰相の事なり。……(99)

これに對し李鴻章は次のように答えている。

南洋各島悉く領事を置く、近日洋務を談ずる者多く此の論を爲す。弟前に（郭）筠僊に慫慂して、新嘉坡に領事を設け、之の倡を爲さしむるも、功效茫然たり。蓋し西國の政令は畫一にして、凡そ創闢之土、何國たるかを論ずるなく、公使領事の權は絲毫も其の權を分けず。而して我が閩粵人の久しく彼境に居する者も、亦其の約束に習慣して、敢えては相抗がわず。……（（ ）内は引用者による）(100)

つまり、李鴻章は、西洋の制度を根據に、「創闢之土」＝南洋では、どこの國の公使領事であろうと、その權限に差異がなく、またかの地の華人も外國の管理にすでになれていると、領事の派遣を通じて南洋に清朝の影響力を積極的に及ぼし得るとする「領事派遣論」に對して、愼重な反應を示したのである。實際、李鍾珏『新嘉坡風土記』は、光緒初年のシンガポール領事の様子を次のように述べている。(101) つまり、西洋人は中國では領事裁判權を有しているが、これはすでに西洋諸國間の通例ではなく（「非西例」）、在シンガポール各國領事も領事裁判權を有していない、このため清朝領事が處理に當たるべき事柄も、全て華民護衙署(102)の管轄に歸してしまっており、清朝領事の職務といえば、船舶の登錄證明書の發給業務以外には、文教事業の指導くらいしかない、と。領事派遣に關する議論には、常に在華西洋領事を通じた「領事觀」がその基にあり、「保護」と「管理」の雙方が言及される。しかし、領事の權限が國際法ではなく、二國間の條約によって規定される以上、「不平等條約」によって在華西洋領事が有する權限に倣おうとしても、自らはそのような條約的根據を有しない清朝には不可能であった。この點、條約によって領事の互派やその權限が規定されている日本やキューバ、ペルー等とは、事情を異にする。先に李鴻章の日本への領事派遣論を見たが、李鴻章自身、在華西洋領事を通じた「領事觀」を共有しており、だからこそ、南洋への領事派遣を求める意見の意圖する所と、それがもたらす西洋諸國との對立を豫想し、愼重論を唱えることになったのかもしれない。「領事を派遣しても、華人を管理することができないのであれば、經費が確保できないばかりでなく、元來事の無いところへ故意に問題を引き起こすことになる」という、曾紀澤への回答

も、この文脈から理解すべきであろう。

以上、推論をまじえながらではあるが、一八七〇年代清朝内で行われた南洋への領事派遣に關わる議論をみてきた。南洋に領事を派遣すべきとの意見には、その清朝との地理的、歴史的つながりから、單なる居留民保護を越えた、積極的な對南洋政策としての性格が含まれた。このため朝廷内ではこれに消極的であり、問題を曖昧に處理しようとした。しかし、日本や、キューバ、ペルーなど、現地に官吏を派遣しなければならない問題に同時に清朝外政擔當者たちは直面していた。これらの地域への領事派遣の決定は、當時の清朝の置かれていた國際的狀況と相まって、結果として南洋への領事派遣を求める意見に勢いを與えることになってしまった。このような事情が、さきの南洋總領事設置を退けた總理衙門の上奏の背景にあったのではないだろうか。

むすびにかえて

これまでの研究は國際法の範圍内で自國民を保護するという「近代的領事」を無條件に想定しているが、國際法は「同質文明の國際社會」をその前提とし、この「同質性」の缺如こそが領事裁判權が要求される根據であった。この「公法を溢」ぎた權限を有する西洋領事と對峙しつつ、清朝ではその時々の情況とともに「領事觀」を變化させていった。たとえば、「兵船を以って自國民を保護する」という西洋領事像は、清朝の海防強化策に伴い唱えられたものだが、ペルー華工の嘆願書にも「軍艦の巡航」が言及されているように、當時の領事制度の實態を反映したものであった。また、領事の派遣には、海外華人の保護の問題だけでなく、領事による管理權の問題も伴った。いわゆる「邊境の喪失」が進行しつつあるなか、清朝では、在華西洋領事にならい、領事を派遣することで、在外華人社會を自らの藩屏としようという、積極的な對外構想が持ち上がった。しかし、そのような「領事派遣論」は、南洋がすでに西洋諸國の支配下にある（入りつつある）情況下では、西洋諸國との對立につながる。このため、この時期に日本やアメリカ大陸では領事館の創設が相次ぐ一

方、南洋への領事館派遣には消極的という、領事制度の導入上、政策の取捨選擇が行われた。そして、それは、李鴻章の外交方針とも符合していた。

在華西洋領事の有する軍艦停泊權や領事裁判權に端的に示されるような管理權は、一八七〇年代に急に出現したわけではない。むしろ當初の清朝の論理では、在華西洋領事の有するこれらの性格は、清朝が西洋諸國に恩惠として與えた貿易の監督者としてのものとみなされた。それが、對日關係や華工問題を契機に、領事派遣が具體的政策として朝議にのぼると、一八七〇年代以降の清朝をめぐる國際情勢の中で、在華西洋領事の有するこれらの性格がにわかに清朝官吏のなかで注目されることとなったのである。在華西洋領事を自國商民の保護者であると同時に管理者でもあるとする「領事觀」に始まり、領事派遣を議論する際、「保護」と「管理」とを不可分のものとする傾向は、管理できなければ保護も與えないという「棄民政策」の裏返しであり、清朝の統治體制にも關わる。華工問題を契機とする領事の派遣は、この清朝の體制自體が變更を迫られた結果と捉えられてきた。だが、そのような見解は「保護」の側面のみに注目したものにすぎない。本稿で檢討してきたように、むしろ清朝はその體制を基底として「領事觀」を形成し、その導入が議論されていたということができるのである。

ただ、このことを、「傳統」との連續という側面からだけで結論附けるのは早急にすぎよう。なぜならば、清朝の內部では、領事制度に對して二通りの意味づけがなされていたからである。つまり、南洋への積極策を唱える者は、在華西洋領事の有する廣範な權限に着目したが、一方で、西洋諸國閒では領事裁判權など認め合わないという「西例」を根據に、愼重論が展開された。このように、領事制度像が具體化される過程で、それぞれの立場から領事派遣という政策にそれぞれの意味づけがなされた。一つの西洋的制度に對する意味づけ方は一樣ではなく、そのことが實際の政策決定に反映されていく、西洋的制度の「受容」がどのように行われたのかを考察する際、この點の檢討は缺かせない作業であろう。(103)

以上、本稿では領事制度という一つの西洋的制度のイメージが具體化される過程と、その政策決定への影響を、主に言

説に重點をおいて檢討してきた。もっとも、政策決定過程に關しては、外政擔當者間の關係をより明らかにしていく必要がある。特に總理衙門と李鴻章の關係については未だ十分な檢討がなされているとは言えない。今後の課題としたい。

註

史料の略稱について

『華工史料』：陳翰笙主編『華工出國史料匯編』第一輯、中國官文書選輯（中華書局、一九八五年）。

『中美史料』：中央研究院近代史研究所編『中美關係史料・同治朝』、一九六八年。

FRUS: Papers relating to the Foreign Relations of the United States.

（1）清末の在外公館設立情況については、故宮博物院明清檔案部・福建師範大學歷史系合編『清季中外使領年表』「清末駐外使臣年表」（中華書局、一九八五年、一—三〇頁）を參照。領事館については、同書「清朝駐外領事年表」（七一—九〇頁）參照。

（2）I. Hsü, *China's Entrance into the Family of Nations: The Diplomatic Phase 1858-1880* (Harvard University Press, 1960.) Part III. 參照。

（3）清朝の領事派遣については、以下を參照。陳體強『中國外交行政』（商務印書館、一九四五年、第六章）、王立誠『中國近代外交制度史』（甘肅人民出版社、一九九一年、第七章）、Robert L. Irick, *Ch'ing Policy toward the Coolie Trade 1847-1878.* (Chinese Materials Center, 1982); Yen Ching-Hwang, *Coolies and Mandarins: China's Protection of Overseas Chinese during the Late Ch'ing Period (1851-1911)*, (Singapore University Press, 1985) Chap. 4.

（4）茂木敏夫「中國における近代國際法の受容——「朝貢と條約の並存」の諸相——」（『東アジア近代史』第三號、二〇〇〇年）、同「東アジアにおける地域秩序形成の論理　朝貢・冊封體制の成立と變容」（辛島昇・高山宏編『地域の世界史』第三卷「地域の成り立ち」、山川出版社、二〇〇〇年）。氏は、一八七〇年代以降の在外華人保護論を、在外華商の掌握・保護の機能を有していた「朝貢體制」が機能不全に陷った代替として「萬國公法（國際法）」を適用したとされる。ただ、清朝の萬國公法受容過程を檢討する中で領事派遣に觸れているため、領事制度自體や清朝の領事觀には言及されていない。

（5）たとえば、丁韙良譯『萬國公法』では、領事の權限について、「領事官、不在使臣之列、各處律例、及和約章程、或准額外賜以權利、但領事等官、不與分萬國公法、所定國使之權利也、若無和約明言、他國卽可不准領事官駐箚其國、故必須所往國君准行、方可辦事……」と說明している（第三卷

第一章第二節「領事權利」、頁一一b)。ホイートン H. Wheaton 著 *Elements of International Law* の中國語譯『萬國公法』(一八六四年刊行)は、中國人に國際法を體系的に紹介した最初の書物である。中國における萬國公法受容については、佐藤愼一「文明と萬國公法」(佐藤『近代中國の知識人と文明』(東京大學出版會、一九九六年))、茂木前註(5)論文、川島眞「中國における萬國公法の受容と適用・再考」(『東アジア近代史』第三號)參照。また議論の枠組みとなる「朝貢と條約」に關しては、同「中國における萬國公法の受容と適用——『朝貢と條約』をめぐる研究動向と問題提起」(同、第二號、一九九九年)を參照。

(6) 領事制度の歷史については、信夫淳平『外政監督と外交機關』(國際政治論叢第四卷、日本評論社、一九二六年、第三章第五款)、堂ノ脇光朗「領事の制度、職務および特權——領事關係に關するウィーン會議の議論をめぐって——」(『外務省調査月報』一九六三年一一・一二號)參照。

(7) 坂野正高『近代中國政治外交史』(東京大學出版會、一九七三年)、一一五—一一六頁。

(8) 例えば道光十八年七月丙寅附、廣州將軍德克金布等の上奏には、「該領事義律有事則來省稟辦」とある。「義律」とは英國貿易監督官チャールズ・エリオットのことである(『籌辦夷務始末』道光朝、卷四、頁一五b)。

(9) Treaty of Nanking, 1842, Article II (*Treaties, Conventions, etc., between China and the Foreign States.* (Shanghai: the Statistical Department of the Inspector General of Customs, 1908) Vol.1, p.160).

(10) 植田捷雄「南京條約の研究」(『國際法外交雜誌』第四五卷第三・四號、一九四五年)二四頁。

(11) 坂野正高前揭書一九四頁。

(12) 『籌辦夷務始末』道光朝、卷七〇、道光二十三年十月乙卯附、署兩江總督壁昌等奏摺、頁九～一〇。ちなみに英國の初代上海領事G・バルフォアは軍人出身である。

(13) 『夷艘入寇記』(『鴉片戰爭資料』六、一〇六—一〇七頁)。

(14) 坂野正高「同治年間の條約論議」(坂野『近代中國外交史研究』、岩波書店、一九七〇年所收)。

(15) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷二五、同治三年四月戊戌附、總理各國事務衙門恭親王等奏片、頁一〇b～一二。

(16) 『籌辦夷務始末』道光朝、卷五九、道光二十二年八月戊寅附、欽差大臣耆英等奏摺、頁四〇b。

(17) 例えば「清英五港通商附粘善後條款」第十條の規定參照。

(18) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷五〇、同治六年九月乙丑附、總理各國事務衙門恭親王等奏摺附、「總理衙門條說」、頁三〇。

(19) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷五五、同治六年十二月乙酉附、湖廣總督李鴻章奏摺附、「李鴻章附呈藩司丁日昌條款」頁一七～二六。天津條約改定を控えたこの時期、清朝官吏の間では、西洋諸國への「遣使」の問題が議論され、この「遣使」に關連して南洋での閩粵民の通商活動に注目する議論もみられたが(廣東巡撫蔣益澧(『籌辦夷務始末』同治朝、卷四三、十四b～十七)、福建巡撫李福泰(同書、卷五五、三

四）など、外交使節とは異なる官を、しかも華人社會の發展している地域に駐在させようとの具體的な提案が、海軍創設を提案するなかで展開されている點は興味深い。なお、「領事館」ではなく「市舶司」としている點について、後に海防論議において郭嵩燾も「竊謂各海口官商製造輪船、宜略仿宋元遺制、設市舶司領之……」と述べている（中國史學會主編『洋務運動』（中國近代史資料叢刊、上海人民出版社、一九六一年）第一册、一三九頁）。また、先ほど擧げた廣東巡撫蔣益澧の上奏文も當時計畫中の船政局創設に關するものであった。このように、清末の海軍創設を中心とする海防政策の中で、丁日昌の「市舶司」設置構想がどのような位置を占めるのかは重要な問題であり、いずれ改めて考察を加えたい。

（20）日清修好條規に關する先行研究としては、以下のものを參照。田保橋潔「日支新關係の成立――幕末維新期に於ける㈠㈡」（『史學雜誌』四四編一號三號、一九三三年）、藤村道生「明治維新新外交の舊國際關係への對應――日清修好條規の成立をめぐって」「明治初年におけるアジア政策の修正と中國――日清修好條規案の檢討」（藤村『日清戰爭前後のアジア政策』（岩波書店、一九九五年）所收）、坂野正高前註(14)論文、徐越庭「『日清修好條規』の成立㈠㈡」（『法學雜誌』四〇卷二號、三號、一九九四年）、王璽『李鴻章與中日訂約（一八七一）』（中央研究院近代史研究所、一九八一年）。

（21）『籌辦夷務始末』同治朝、卷七九、同治九年十二月癸亥附、協辦大學士直隸總督李鴻章奏片、頁四八。

（22）同書、卷八〇、同治十年正月己酉附、大學士曾國藩奏摺、頁一〇。

（23）日清修好條規においてのみ、「領事官」の代わりに「理事官」という語が用いられているが、これは清朝側が條約案を準備する過程で、西洋とは異なる日清間の關係を示すため、「領事」を「理事」にわざわざ改めたものである。王璽前揭書、六〇、六六頁參照。

（24）洋務派による不平等條約の認識と對應を論じた鈴木智夫氏の研究が、「法權」問題にも言及している。鈴木智夫「不平等條約と洋務派」（鈴木『洋務運動の研究』（汲古書院、一九九二年）所收）。

（25）海防論議に關して、海防・塞防論議については I. Hsü, "The Great Policy Debate in China, 1874: Maritime Defence vs Frontier Defence," *Harvard Journal of Asiatic Studies*, XXV (1965)、片岡一忠『清朝新疆統治研究』（雄山閣、一九九一年）一一二―一二七頁、劉石吉「清季海防與塞防之爭的研究」（『故宮文獻』二卷三期、一九七一年）を、日本論については佐々木揚『清末中國における日本觀と西洋觀』（東京大學出版會、二〇〇〇年）第一章「同治年間における清朝宮僚の日本觀」、五一―五四頁を參照。

（26）『李鴻章全集』譯署函稿卷二、「論臺灣」同治十三年四月二十一日附、頁三〇。

（27）同書、奏稿卷二四、「籌辦鐵甲兼請遣使片」同治十三年十一月初二日附、頁二七～二八。

（28）佐々木揚前揭書、三八―五〇頁。

(29) 光緒元年四月二十六日附「總理各國事務衙門奏訢等奏摺附單」(『洋務運動』第一册一五一—一五二頁)、光緒元年四月二十六日上諭(中國第一檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』(廣西師範大學出版社))。

(30) 『李鴻章全集』譯署函稿卷四、「論遣官駐日本」光緒元年八月二十五日附、頁二四～二五。

(31) 同上。

(32) 前註(3)王立誠、アイリック、顏清煌諸研究參照。なお、契約移民による中國人勞働者には「クーリー」「苦力」の呼稱が一般的であるが、清朝の公文書では「華工」の語が使用されているので、本稿では「華工」の語を使用する。「クーリー貿易」等術語化しているものについては、適宜呼稱を使い分けるものとする。

(33) Irick, *op. cit.*, pp. 410-413. 氏の研究は、キューバ・ペルー條約で清朝が華人の自由移民原則を規定したことを重視し、「契約移民制度」を廢止して「自由移民制度」の確立を進める國際的な潮流の中に清朝の「移民政策」を位置づけるものである。

(34) 『毛尙書奏稿』卷一三「辦理盜犯有須變通例文摺」、同治三年八月初二日附、頁三五b。

(35) 『華工史料』五一—五二、一五五頁。

(36) 同書、三八—四三頁。

(37) 同書、四三—四四頁。

(38) 同書、一一七頁。

(39) 同書、一二一—一二四頁。

(40) 同書、九—一〇頁。

(41) 同書、一〇—一二頁。

(42) 同書、一一八頁。

(43) 同書、一三五—一三八頁。

(44) フランス側意見：同書、一四〇—一四八頁、フランス側草案：一四五—一四八頁。

(45) 同書、一四八—一五〇頁。

(46) 交涉過程：同書、一五四—一五六頁、招工章程二十二款：一五六—一六一頁。

(47) 同上。

(48) Yen, *op. cit.*, pp. 107-109. ただし、このような詳細な章程の制定は、西洋人の招工活動を制限し、華工の出洋自體を抑制しようとする總理衙門の意圖の表れとする見解もある。李家駒「同治年間清政府對華工出洋的態度與政策」(『近代史研究』一九九二—三)。

(49) 同前註(46)。

(50) 「總署致美使勞文羅斯照會」、同治八年五月初二日附(『中美史料』、一九六八年、六一三—六一五頁)。

(51) 同上。

(52) 「美使鏤斐廸致總署照會」、同治九年四月十九日附(『中美史料』、六六七—六六八頁)。

(53) 「美副使衞廉士致總署照會」、同治十年四月二十一日附(同書、七七三頁)。

(54) 同前史料附件「華人控告受難原稟」(同書、七七四—七七五頁)。

(55) 同前註(53)。
(56)「總署致美副使衛廉士照會」、同治十年五月三十日附（『中美史料』、七八二頁）。
(57)「美使鏤斐廸致總署照會」、同治十一年五月初十日附（同書、八七一—八七六頁）。
(58)『華工史料』五四二—五四四頁。
(59) 同書、五四五—五四七頁。
(60)『籌辦夷務始末』同治朝、巻九一、同治十二年八月丁丑附、總理各國事務衙門恭親王等奏摺、頁二六b～二九。
(61) ペルーとの條約交渉の詳細については、Irick, *op. cit.*, pp. 317-367. 參照。
(62)「總署給美使鏤斐廸照會」、同治十二年六月十二日附（『中美史料』、一〇〇〇頁）。
(63)『李鴻章全集』譯署函稿巻一、「論祕魯立約」、同治十二年閏六月十三日附、頁五一～五二。
(64) バーリンゲーム條約とは、清朝の欽差大臣として歐米諸國を巡遊したバーリンゲーム前駐華アメリカ公使が一八六八年アメリカ政府との間に結んだ天津條約追加條款である。クーリー貿易を禁止した第五條は、「自由移民」原則のモデルとして、駐天津アメリカ領事が、ペルー條約への採用を助言した。
(65) 交渉過程の詳細については、Irick, *op. cit.*, pp. 291-317. 參照。
(66) Form of Convention, by Mr. Otin, Encl. 6 in No. 45. Arvery to Fish, Mar. 31, 1875, *FRUS* 1875, pp. 306-307.
(67) Comments of the Tsungli yamen on Mr. Otin's form of convention. Encl. 7 in No. 45. *FRUS* 1875, pp. 307-308, Further comments by the Tsungli Yamen on Mr. Otin's form of convention. Encl. 8 in No. 45. *FRUS* 1875, pp. 308-310.
(68) Joint note of five ministers to Tsungli Yamen. Encl. 4 in No. 73. Arvery to Fish, Jul. 7, 1875. *FRUS* 1875, pp. 361-363.
(69) Reply of the Tsungli Yamen to the representatives of the five pawors, Encl. 5 in No. 73. Arvery to Fish, Jul. 7, 1875, *FRUS* 1875, pp. 363-366.『期不負齋全集』政書巻二「擬復五國公使書」は、總理衙門章京周家楣の作成したこの回答書の草稿。
(70) 同上。
(71) Amended protocol from the Tsungli Yamen. Encl. 9 in No. 73, *FRUS* 1875, pp. 370-372.
(72) Foreign ministers to the Tsungli Yamen. Encl. 14 in No. 73, *FRUS* 1875, p. 374.
(73) スペイン側は、光緒元年末以降軍事的な壓力を加えつつ、過去の海難事故の賠償請求をおこなって、賠償金を清朝より獲得すると、條約交渉に應じた。詳細は Irick, *op. cit.*, pp. 312-316. 參照。
(74) 黎庶昌『西洋雜誌』「古巴設領事情形」（『走向世界叢書』湖南人民出版社、一九八一年）三〇—三四頁參照。
(75)「自由移民制度」に關して、そのモデルとされるバーリン

ゲーム條約自體、西部開拓のため大量の安價な勞働力を必要としたアメリカの意圖の反映でもあり、「自由移民」の中に「賒單クーリー」など様々な形態の移民が含まれる等制度自體の問題も指摘される。華工問題を通じた清朝の「移民」に對する認識の變化等については、一八八〇年代のアメリカでの華人排斥事件に對する清米交涉まで含めて檢討する必要があると思われる。この點については稿を改めて述べたい。

(76) Yen, *op. cit.*, pp. 151-153.

(77) 余定邦「清朝政府在仰光設置領事的過程——兼論清廷所派領事與華僑的關係」(『中山大學學報』哲學社會版、一九九〇年第一期)。

(78) 薛福成「代李伯相復曾星使書」(『庸盦文別集』上海古籍出版社、一九八五年、頁一三八—一三九)。

(79) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷九九、同治十三年十一月庚戌附、福建巡撫王凱泰奏片、頁四八～四九。

(80) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷一〇〇、同治十三年十一月辛亥附、兩江總督李宗羲奏摺、頁九b～一〇。

(81) 光緒元年二月二十七日醇親王奕譞奏摺(『洋務運動』第一册、一一六頁)。

(82) 光緒元年四月二十六日總理各國事務衙門奕訢奏摺附單(同書、同册、一五一頁)。

(83) 同上。

(84) 光緒元年四月二十六日上諭(『光緒宣統兩朝上諭檔』第一册、一〇八頁)。

(85) 『李鴻章全集』奏稿卷二五、「祕魯換約事竣摺」光緒元年七月初八日附、頁三〇～三二、「添議照會照覆」頁三三～三四。

(86) 同書、同卷、「請遣使赴祕魯片」光緒元年七月初八日附、頁三五。

(87) 同書、譯署函稿卷三、「論祕魯換約」光緒元年六月初八日附、頁二一。

(88) 光緒元年七月初十日上諭(『光緒宣統兩朝上諭檔』第一册、一八九—一九〇頁)。

(89) 『清季外交史料』卷四、「總署奏請派員出使美日祕國保護華工摺」光緒元年十一月十四日附、頁一七～一九。

(90) 光緒二年八月十三日上諭(『光緒宣統兩朝上諭檔』第二册、二二八頁)。

(91) シンガポール領事館設立情況については以下を參照。Owen Hong-Hin Wong, *A New Profile in Sino-Western Diplomacy: The First Chinese Minister to Great Britain*, (Chung Hwa Book Co., Ltd., 1987) pp. 209-219. 陳育崧「新嘉坡中國領事設置史」(『南洋雜誌』第一卷第六期、一九四七年)、高維廉「黃公度先生就任新嘉坡總領事攷」(『南洋學報』第一一卷第二輯、一九五五年)、余定邦「清朝政府在新加坡設置領事的過程及其華僑政策的轉變」(『中山大學學報』哲學社會學版、一九八八年第二期)等。

(92) 光緒二年九月己巳附、總理各國事務衙門奏摺「出使奏定十二條」第四條(『光緒朝東華錄』二九五—二九六頁)。

(93) 『清季外交史料』卷一一、「使英郭嵩燾奏新嘉坡設立領事片」光緒三年八月二十七日附、頁一三～一五。

(94) 同前註(89)。さらに郭嵩燾は、經費の現地自辦を計畫し、この考えは以後の「南洋領事派遣論」に踏襲される。この考えは南洋の華人社會の存在と領事の權限とに注目する「領事觀」を端的に示しているが、後述するようにシンガポール領事の權限はごく限られたものにすぎなかった。

(95) 同書、同卷、「總署奏議覆郭嵩燾奏請於新嘉坡設立領事片」光緒三年九月二十五日附、頁三〇b～三一。

(96) 布政使銜貴州候補道烏勒興額巴圖魯羅應旒「敬陳管見疏」光緒五年（王雲五主持『道咸同光四朝奏議』（臺灣商務印書館、一九七〇年）第九册、三六四九頁）。

(97) 兩江總督沈葆楨「籌議羅應旒條陳疏」光緒五年（同書、同册、三七八三頁）。

(98) 『李鴻章全集』奏稿卷三五、「議覆中外洋務條陳摺」光緒五年十一月二十六日附、頁四五～四八。

(99) 『湘綺樓箋啓』卷一、「致李中堂」、頁二五b～二六。

(100) 『李鴻章全集』朋僚函稿卷一九、「復王壬秋山長」光緒六年十二月二十二日附、頁四二b～四三。

(101) 李鍾玨『新嘉坡風土記』（『蠶鵑閣叢書』第二集）頁六b。

(102) 華民護衞署（Chinese Protectorate）とは、英國海峽植民地政廳が契約移民の保護と會黨の登錄・取締りのために、一八七七年シンガポールに設置したものである。詳細については白石隆「華民護衞署の設立と會黨――十九世紀シンガポール華僑社會の政治的變化――」（『アジア研究』第二二卷第二號、一九七五年）を參照。

(103) なお、一八九〇年代南洋への領事增派と海禁の解除を奏請した出使英法義比大臣薛福成は、領事について「華民を管轄するの權無しと雖も、實に華民を保護するの責有り」と述べており、領事の役割に對する議論の變化が窺われる。薛福成『庸盦海外文編』卷一、「通籌南洋各島添設領事官保護華民疏」、頁一五參照。

but also as regional economic centers.

As a result of these considerations, the circumstance of the Song temple cults can be summarized as follows. The strict control of the granting of titles slipped from the hands of central authority, and miracles were emphasized over the hierarchy of the registry of sacrifices, with the awarding of titles became a means of validating them. But, given the increasing economic importance of the temples, regions that hosted powerful deities gained an opportunity to form influential market areas. It may be assumed that, in conjunction with the activities of merchants, networks of main and subsidiary temples were formed and that a cycle was established that began with a miracle, followed by the granting of a title, and then attracting the populace. It appears that in this fashion that temples truly became core institutions in regional society.

ARGUMENTS OVER THE DISPATCH OF CONSULS IN THE LATE QING: FOCUSING ON THE DECADES OF THE 1860S AND 70S

HAKODA Keiko

The dispatch of consuls by the Qing government, which had practiced a policy of qimin 棄民 (abandoning the interests of its nationals overseas), has been stressed as one link in the total Qing response to modern international society. However, previous studies have worked from the premise of "a modern consular system", designed to protect its own citizens within the framework of international law, and have ignored the character of the consular system that the character and authority of consuls had varied with the individual circumstances of the related nations. In reality, Western consuls in China were regarded by the Qing not only as protectors of their nationals engaged in commerce but also as managers or controllers of them, and it was understood that the rights of juridical authority and of mooring warships were associated with their character as managers or controllers.

In the Qing, the first concrete proposal to dispatch consuls arose in the

negotiations for the conclusion of the treaty of Sino-Japanese Friendship. The priority given the policy regarding Chinese nationals in Japan over nationals in other regions was due to Li Hongzhang 李鴻章, who charged with the treaty negotiations stressed relations with Japan. Thereafter, this movement was further spurred by the shock of the Japan's dispatch of troops to Taiwan.

At around the same period, the decision was made to send consuls to the Americas in response to the problem of the abuse of coolie laborers 華工. The Qing dynasty was pressed by the need to protect Chinese laborers in response to the heinous "Coolie trade" in Cuba and Peru.

Nonetheless, in dispatching consuls to protect overseas nationals, there was the attendant problem of their authority as controllers. Amidst the pressing need to strengthen naval defenses in response to the crises of the surrounding dependencies, and with regard to Southeast Asia where Chinese society had become particularly developed, the proactive policy of dispatching consuls conducted with one eye to the expansive administrative rights and the right to moor warships held by foreign consuls in China, partook of the character of an aggressive policy toward Southeast Asia furthering Qing influence in the region. However, Western nations had already made progress in establishing their spheres of control in Southeast Asia. Due to this fact, the Zongli Yamen 總理衙門, on the other hand, promoted the dispatch of consuls to Japan and the Americas rather than aggressively promote the dispatch of consuls to Southeast Asia. This conformed to Li Hongzhang's policy of emphasizing relations with Japan.

When arguing about the dispatch of consuls, the notions of "protection" and "control" were inseparable for the Qing dynasty. This tendency is the reverse-side of the policy of "qimin", no protection without control, and grew out of the unique form of the Qing rule.

Furthermore, different points of view regarding policy created different images of the consular system in accordance with each party's priorities. One illustration of this fact is that, in contrast to the proposal to dispatch consuls to Southeast Asia advocated with a consciousness of the authority held by the Western consuls in China, Li Hongzhang with his emphasis on Japan policy demonstrated a negative attitude that was rooted in his realization that the juridical authority of consuls was not universal among

the Western nations.

ZHENG XUAN'S *SHANGSHUZHU* AND THE *SHANGSHU DAZHUAN*: CONCERNING THE INTERPRETATION OF THE REGENCY OF THE DUKE OF ZHOU

MASHIMA Jun'ichi

When Zheng Xuan 鄭玄 wrote his *Sanlizhu* 三禮注, he understood the process of the formation of the *Zhouli* 周禮 of the Duke of Zhou 周公 in the following manner. During the seven years of the regency of the Duke of Zhou, the "Great Peace" 太平 was brought about according to the divine will of Haotian shangdi 昊天上帝, the ultimate god of the universe. Given this impetus, the Duke of Zhou composed the *Zhouli* in the sixth year of his regency in order to institute the "Great Peace" as a national system. The system of rites formulated in the *Sanlizhu*, which employed such a view of the *Zhouli* at its core and as a basic standard, can be deemed the "State of Great Peace" 太平國家 of the Duke of Zhou.

This interpretation of Zheng Xuan was stimulated by the myth of the "Great Peace" of the Duke of Zhou that had appeared in the appendices to *Weishu* 緯書 whose interpretations preceded the *Sanlizhu* and particularly in the conceptions found in *Shangshu zhonghou* 尙書中候. This myth saw in the workings of administration of the Duke of Zhou the divine will of Haotian shangdi himself and viewed the bringing about of both the "Great Peace" and the system of rites and music that constituted the "State of Great Peace" as also conforming to the divine will of Haotian shangdi. In this fashion, Zheng Xuan would next have to develop interpretations of the classic based on the conceptions found in the *Shangshu zhonghou*. The Duke of Zhou's appointment to the regency was a device of the divine will of Haotian shangdi that was demonstrated in the bringing about of the "Great Peace" and the creation of the *Zhouli*. The conceptual framework behind the concrete acts of the Duke of Zhou's regency was sought. That which would made this project possible was consultation of the *Shang-shu* 尙書, in which the records of the regency and